

国民年金 コーナー

短期在留外国人の
脱退一時金

日本国籍を有しない方が、国民年金または厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができます。

◆支給要件

- ・日本国籍を有しない方
 - ・老齢基礎年金などの受給資格期間を満たしていない方
 - ・日本に住所を有しない方
 - ・第1号被保険者(任意加入被保険者も含む)の期間が6月以上ある方
 - ・国民年金被保険者でない方
- ※国民年金の被保険者の方や日

本に住所を有している方、年金を受給したことがある方などは、脱退一時金を請求することができます。

◆必要書類

- ・パスポート(旅券)の写し
- ・銀行名、支店名、口座番号および請求者本人の口座名義であることを確認できる書類(預金通帳のコピーや銀行が発行した証明書など)
- ・年金手帳

※脱退一時金を受け取った場合、その該当する期間は年金の加入期間でなかったこととなりますのでご注意ください。

◆提出先

脱退一時金を請求されるときは、日本から出国後2年以内に脱退一時金請求書を日本年金機構本部へ郵送または電子申請で提出するようになります。

岡郡山年金事務所

☎ 024・932・3434

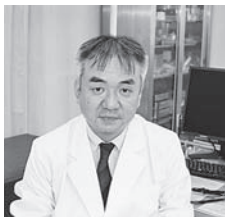
岡町民生課

☎ 72・6933

公立小野町地方総合病院から

◎内科の医師を紹介します

今回は、当病院の内科診療を担当している非常勤医師、^{たなかあつし}田中篤 医師を紹介します。



はじめまして、田中篤と申します。現在私は東京の大学病院で働いていますが、ご縁があって、昨年10月から公立小野町地方総合病院で内科の診療を担当することとなりました。今のところ月2回程度の診療ですが、

いずれは毎週火曜日にお伺いできるようにしたいと思っています。

専門は肝臓病で、ウイルス肝炎や肝硬変などの患者さんを診ることが多いのですが、こちらでは肝臓病以外の消化器疾患、また内科全般の診療をさせていただいています。

皆さんのお話をきちんとお伺いし、丁寧にご説明しながら、最新かつベストの医療をご提供することを心掛けております。どうか今後ともよろしくお願ひします。

田中篤医師の診療日および受付時間は当病院までお問い合わせください。

岡公立小野町地方総合病院総務課 ☎ 72-3181